

令和4年度第2回
文京区景観づくり審議会会議録

日時：令和5年1月24日（火）

17:01～18:03

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部住環境課

○有坂幹事 開催に先立ちまして、事務局から委員・幹事及び傍聴の方々にお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、入室時の検温、手指の消毒に御協力をお願いいたします。また、会議中は必ずマスクを着用していただくようお願いいたします。

携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。

さらに、本日はケーブルテレビの収録を行っております。どうぞ御了承ください。

それでは、ただいまより令和4年度第2回文京区景観づくり審議会を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を担当しております都市計画部住環境課長の有坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。

本日の資料は全て机上に配付させていただいております。次第、座席表、名簿、資料1「第21回文の京景観賞受賞物件等一覧」、資料2「文の京景観賞について」がA4の用紙でそれぞれ1枚、計5枚ございます。

全ておそろいでしょうか。不足等ございましたら、お声掛けください。よろしいでしょうか。

次に、委員・幹事の出欠状況等について御報告いたします。太田委員、吉田委員、吉本幹事から御欠席の御連絡をいただいております。

本日の審議会は、お手元の次第のとおり、初めに第21回文の京景観賞の表彰式を行い、途中休憩を挟みまして、審議会を再開したいと思います。

それでは、文の京景観賞表彰式を始めさせていただきます。

表彰式の開会に当たりまして、成澤区長より御挨拶を申し上げます。区長、よろしくお願い申し上げます。

○成澤区長 皆さん、こんにちは。区長の成澤です。本日は、第21回文の京景観賞の表彰式を行わせていただきます。受賞された皆様、本当におめでとうでございます。

今回は、景観賞に選出されました3部門4件を表彰いたします。

都市景観部門は、電線が地中化された通称保健所通りで、空を見上げれば高村智恵子も見たであろう青空が広がり、当時の風情ある景観を思い起こさせる「智恵子が見た空」です。

景観づくり活動部門は、礪川公園の花壇を色とりどりの花々で飾り、文の京を彩る景観づくりに貢献している「四季の彩りの花壇づくり」です。

こども景観写真部門は2件です。東大の正門の縦格子と通りの向こうに見える建物が重なり、斬新な構図となっている「入口出口の門」と、文京区の景観特性でもある「坂」や「緑」の生き生きとした姿を的確にとらえた「セミが鳴く坂」です。

本日受賞された皆様は、文の京の魅力を守り、引き続き創り出していく上で、大いに貢献をいただいている方々だと思います。今後とも、区の魅力を生かした景観まちづくりの推進に御協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、岸田会長をはじめ、委員の皆様には、書類審査や現地調査など、厳正な審査をしていただきました。今回も文の京にふさわしい景観賞が選考できたことに心から感謝を申し上げて、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○有坂幹事 ありがとうございます。

これより第21回文の京景観賞受賞者の皆様に表彰状を授与いたします。

区長、よろしく願いいたします。

今回受賞された皆様には、記念品として、今年の干支であるうさぎをモチーフにしたあめ細工をお渡しいたします。このあめ細工は、第15回景観賞の景観広告賞を受賞しております千駄木のあめ細工吉原さんに御協力いただいております。

それでは初めに、都市景観部門を表彰いたします。この部門は、区内の建築物等のうち、「文の京」らしさがあふれる景観を形成していると認められるものを表彰するものでございます。

都市景観部門は、「智恵子が見た空」でございます。

受賞者は、安倍章夫様でございます。

安倍様、どうぞ前にお進みください。

○成澤区長 表彰状

文の京景観賞 都市景観部門

安倍章夫様

貴殿が応募された「智恵子が見た空」は、文の京 景観賞 都市景観部門に認められました。よってここに表彰します。

令和5年1月24日 文京区長 成澤廣修

おめでとうございます。

(拍手)

○有坂幹事 次に、景観づくり活動部門を表彰いたします。この部門は、住民及び団体が区内において行う活動のうち、美しいまちづくりに貢献していると認められるものを表彰するものでございます。

景観づくり活動部門は、「四季の彩りの花壇づくり」でございます。

受賞団体は、公園ガーデナー礪川公園でございます。

本日は代表者の三島様、榊原様が御欠席のため、平野様、土田様にお越しいただいております。

平野様、土田様、どうぞ前にお進みください。

○成澤区長 表彰状

文の京景観賞 景観づくり活動部門

公園ガーデナー礪川公園殿

貴団体の活動「四季の彩りの花壇づくり」は、礪川公園の花壇を色とりどりの花々で飾るボランティア活動として、行き交う人々の心を和ませるとともに、文の京を彩る景観づくりに貢献しています。よってここに表彰します。

令和5年1月24日 文京区長 成澤廣修

おめでとうございます。

(拍手)

○有坂幹事 続きまして、こども景観写真部門を表彰いたします。この部門は、児童が撮影した区内の景観に係る写真のうち、まち並みやまちの賑わいが表現され、構図やアイデア等に優れていると認められるものを表彰するものでございます。

こども景観写真部門は、2件が受賞をしております。

1件目は、「入口出口の門」でございます。

受賞者は、栗林新様でございます。

栗林様、どうぞ前にお進みください。

○成澤区長 表彰状

文の京景観賞 こども景観写真部門

栗林新様

貴殿が応募された「入口出口の門」は、東京大学の正門が持つ堂々たる存在感をとらえています。アングルの工夫により、門の縦格子と通りの向こうに見える建物が重なり、

斬新な構図が光る一枚といえるでしょう。よってここに表彰します。

令和5年1月24日 文京区長 成澤廣修

おめでとうございます。

来年も応募してください。

(拍手)

○有坂幹事 続いて2件目は、「セミが鳴く坂」でございます。

受賞者は、平将樹様でございます。

平様、どうぞ前へお進みください。

○成澤区長 表彰状

文の京景観賞 こども景観写真部門

平将樹様

貴殿が応募された「セミが鳴く坂」は、強い日差しがつくる明暗が夏の暑さを感じさせるとともに、緑深い樹々からはセミの鳴き声が聞こえてくるかのような写真です。文京区の景観特性でもある「坂」や「緑」の生き生きとした姿を的確にとらえています。よってここに表彰します。

令和5年1月24日 文京区長 成澤廣修

おめでとうございます。

また来年もよろしく申し上げます。

(拍手)

○有坂幹事 ありがとうございました。

ここで、景観賞の選考をしていただきました本審議会会長から、総評を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

岸田会長、よろしく願いいたします。

○岸田会長 景観づくり審議会会長の岸田でございます。

文の京景観賞を受賞された皆様に、まずはお祝い申し上げます。

この賞は、文京区らしい景観を区民の皆様に御推薦いただき、殊に優れた景観を見いだし、推薦された方々、そうした景観の創造や維持保全などに取り組んでこられた皆様を顕彰するものでございます。

前回から新設されましたこども景観写真部門は、大人の視点とは違う子供の目線から区内の景観をとらえ直してもらおうというものです。

今年もまた多くの御応募をいただき、その中から4件が選ばれました。

全体としては、例年と同様、様々な視点から文京区の特徴ある景観をとらえた応募が多かったと思います。

以下、4件の受賞物件について、一言コメントを申し上げます。

都市景観部門の受賞は、「智恵子が見た空」です。

推薦者は、屋敷町の雰囲気を残す千駄木の通りから青空を見上げ、このまちに住み、一人の芸術家として短くも激しく生きた高村智恵子を思いました。推薦者の豊かな感性が伝わってくるような一つの心象風景ともいべきもので、電線を地中化するなど、通りの景観が整えられ、見いだされた景観でもございます。

次に、景観づくり活動部門では、「四季の彩りの花壇づくり」が選ばれました。

花壇のある礪川公園は宮澤賢治ゆかりの花壇が有名でございますが、受賞された公園ガーデナーの皆様は、公園の一面に花壇を整え、植替えや手入れなどを継続的に続けてこられました。身近な区立の公園の中に季節感に富んだ美しい花壇づくりに献身されてきたガーデナーの皆様の活動が評価されたと思います。

最後に、こども景観写真部門で受賞された「入口出口の門」、それと「セミが鳴く坂」の2つの作品は、いずれも歴史の蓄積、豊かな緑、特徴ある坂道などから成る文京区の景観の魅力をよくとらえています。普段気づきにくい面白い風景を発見する、あるいは光の明暗を生かしながら風景を切り取るなど、それぞれが持つユニークな特徴が評価されたと思います。

最後になりますが、本日は厳しい寒さの中、受賞された皆様にお集まりいただき、ありがとうございました。

また、賞の審査に御尽力いただきました審議会委員の皆様、関係者の皆様に御礼申し上げます。

景観づくり審議会では、これからも、景観賞の選定をとおり、区民の皆様、区内で働き学ばれるなどする多くの方々に文の京の魅力に気付いていただくとともに、新たな景観の創造に繋がるようなきっかけ作りができればと願っております。

以上、簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきます。

○有坂幹事 ありがとうございました。

本日表示彰いたしました景観賞につきましては、区報ぶんきょう2月10号及び区のホームページで掲載を予定しております。また、本日の表彰式の模様は、文京区民チャン

ネル「ナイスキャッチぶんきょう」で1月30日月曜日から2月5日日曜日まで放映いたします。放映時間は正午と午後9時の1日2回10分間となっております。御視聴いただければ幸いです。

以上をもちまして、第21回文の京景観賞表彰式を終了とさせていただきます。

受賞者の皆様、本日は誠にありがとうございます。これからも文京区の景観づくりに御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に今一度、受賞者の皆様に盛大な拍手をお願いいたします。（拍手）

それでは、ここから休憩時間を利用し、記念写真の撮影を行いたいと思います。受賞者の皆様は机の前へ御移動をお願いいたします。区長と岸田会長は、受賞者席の前列中央に移動をお願いいたします。

ほかの委員、幹事の皆様は休憩といたします。休憩時間は10分とさせていただきますので、17時30分から審議会を再開したいと思います。

委員の皆様は前の扉を御利用ください。

なお、区長は公務の都合がございますため、記念写真撮影後、退席させていただきます。

ありがとうございました。

（記念写真撮影）

（成澤区長退席）

（ 休 憩 ）

○有坂幹事 それでは、皆さんおそろいですので、審議会を再開させていただきます。

まず、会場のマイクの使用方法でございますが、お手元のスイッチを押してから御発言いただき、終了いたしましたらスイッチをお切りいただきますようお願いいたします。

ここからの進行は岸田会長をお願いすることといたします。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○岸田会長 それでは、前回の審議会で出された景観賞に関する御意見について審議を行っていきたいと思います。

まず、事務局からの説明をお願いいたします。

○有坂幹事 お手元の資料2「文の京景観賞について」を御覧ください。

これは、昨年12月13日に開催しました令和4年度第1回文京区景観づくり審議会において委員の方から出された意見について、本日御審議いただきたいと思っております。

す。

2番の意見、3番の事務局の見解というものがございしますが、これは、一対一対応になっておりますので、それぞれ、意見、見解、意見、見解と説明させていただきます。

まず、出されました意見（1）「法令等に違反しているもの、又はその疑いのあるものや、適正な手続がなされていないと判断される建物等は、景観賞の対象外とする旨を募集時のチラシ等に記載すべきではないか。」という御意見がありました。

これにつきましては、3の見解を見ていただきますが、「御応募いただいた建築物等が法令等に抵触していると認められたときは、選考の対象外となります。」という文言を募集チラシ等にこれから記載していくということで考えてございます。

続きまして、意見の（2）「現地調査は、都市景観部門のみとなっているが、景観づくり活動部門も対象としてはどうか。」

これに対しまして、見解の（2）です。景観づくり活動部門については、選考の時点で活動状況を現地で確認できるものとできないものがあります。そこで、平等性を期するため、これまでどおり現地調査は行わないことといたします。なお、分科会において、審議会に上げる選考対象となった現地の状況は、選考を行うまでの間、区で継続的に確認を行いまして、第1回審議会で写真にて報告をさせていただきます。

続きまして、意見の（3）「景観賞の最終選考では、獲得票数が過半に達したものを受賞物件としているが、過半に達していなくとも、一定数得票があるのであれば、受賞物件として選定してもよいのではないか。」

見解（3）です。獲得票数に応じて、次のルールに従い受賞物件を決定することといたします。これは、文の京景観賞実施要綱第3条に、原則として各部門1点ずつというものがございしますので、それを踏まえた上で、新たなルールということになります。

まず、①、有効投票数から白票を除いた票数の過半に達した物件。これは、今まで御投票いただきまして、白票も含めて、有効投票数が20票あれば、11票以上取らないと駄目だったのですが、事務局の見解としては、白票を無効票として、例えば、投票数20票から白票2票を引き、有効投票数18票に対して、過半である10票以上取れば受賞ということになります。

続きまして、②候補物件が複数あって、票が分散した場合、得票数が過半には達しなかったが、有効投票数の4割以上の票数を獲得した物件。これも、例えば候補物件が3件とか4件、5件あった場合、例えば8票、5票、4票、3票などとなった場合、8票

取っているのは、その候補物件の中では、一番票を取っている訳です。ただ、先程あったように、投票数20票に対して、過半に達していないということで、これまでは1位と2位の8票と5票の物件で決選投票をしていたのですけれども、1位と2位の差が3票ついていますし、決選投票するまでもないのではないかとということもありまして、有効投票数で4割以上、20名いた場合、ちょうど8票になりますけれども、4割以上の投票数を取っていたものを受賞物件としてもいいのではないかとということです。

そして、③景観賞としてふさわしい物件がないと明確に意思を表明するため、投票用紙に「該当なし」の選択肢を設けて、これを有効票とします。なお、委員が関わりを持つ物件については、これまでどおり白票を投じることとします。今までは、白票については、ここに書いてあるように、関わりがあった物件、あとは「該当なし」という場合に白票を入れてくださいということで御案内をしておりましたが、明確に「該当する物件はない」という場合は、白票ではなく、「該当なし」という所にチェックを付けていただいて御投票いただく。この場合、「該当なし」というのは無効ではなくて、有効票ということになります。

そして、④の「該当なし」が半数以上に達した場合、例えば、20人のうち10名以上の方が「該当なし」にチェックを入れて投票された場合には、その部門の受賞物件はなしということといたします。

⑤、①及び②以外のケースの場合は、その都度、審議会で審議の上決定していただくということにしたいと思います。

最後、意見の(4)「落選した物件について、その理由を応募者に通知してみてもどうか。理由が分からないと、同じ物件を応募してくる可能性がある。」ということにつきましては見解(4)で、適法ではなかったり、又はその可能性を否定できなかったりするものであっても、良好な景観の形成に貢献している建築物等はあると考えています。そのような物件を区が表彰するということはなかなか難しいのですが、個人的に良いと思う景観を再応募されることまで妨げるものではないと考えています。また、応募者に落選した理由を知らせることは、好きな景観を否定されたと悲しい気持ちにさせることがあるかもしれませんが、また基本的に審議会では、受賞物件についての議論を主に行っておりまして、落選となった物件については、その理由を十分議論していないということなどから、落選理由の通知は行わないということにさせていただきたいと思います。

資料の説明は以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。

では、前回の審議会でいただきました御意見は4つ程あったと思いますが、事務局の見解が、今御説明があったような形でまとめられております。これらについて、意見がまだほかにあるのではないかという御指摘も含めて、自由にお話しいただければと思います。

特に、事務局の見解の(3)番も、5項目にわたるので、いささか複雑なのですが、これまでとの一番大きな違いは、賛成と反対という形で投票をする対象が、これは受賞者がいるという場合と、全体として受賞物件はないという反対票を新設したというところでございますね。反対票も有効票に加えるので、今までだったら、白票がたくさんある、要するに判断できないとか、これは「該当なし」という場合、白票になってしまう訳で、そうするとどんどん受賞のハードルが下がってしまうというところがございました。そういうことも踏まえてこういうものを新設するという視野です。

それから、御議論があるかもしれないと思われましたのは(4)番でございますか。落選となった物件について、その落選の理由を積極的に審議していない。また、落選だという理由を公表すると、関係者、当事者等を含めて、波紋を呼ぶのではないかという配慮をしたということでございますね。

この辺の意見を、(2)番に関係した意見を出された委員の方々は、どうでしょうか。事務局の見解、新しい方針についてです。

八木委員。

○八木(茂)委員 教育推進部の八木でございますが、事務局の見解の(3)ですけれども、②と④が併存する可能性もあり得ると思うんです。20人委員がいて、複数の物件があるということだから、2票の人と8票の人がいて、なおかつ④で半数ということでも10ということになると、併存することも理論上はこの規定だとあると思うのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○岸田会長 では、具体的に、今のことについてはいかがでしょうか。

○有坂幹事 例えば20人いて、1つの物件が8票取ったということになると、有効投票数の4割以上を獲得しているので②を満たす、ただ「該当なし」が10人だということ場合ということですよ。

その場合には、⑤に該当するということで、その物件を「該当なし」とするか、8票取っているから有効にするかという議論になると思います。よく会長が「応援演説など

がございましたらどうぞ」ということをおっしゃっていると思うんですけども、その8票の票を入れた側の方は、どうしてその物件が良かったのかということ意見を言っていて、「該当なし」だった方が覆るかどうかというのは分かりませんが、票を引き寄せる、又は逆に「該当なし」に入れた方は「いや、それはもう景観賞に値しない」という意見を主張していただいて、そこでどちらか白黒をはっきりさせるということをやっていたらいいかなと事務局としては考えているところです。

○岸田会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。最終的に、曖昧なケースと申しますか、矛盾しているケースでは⑤になるということですが、先程、土田委員が②と④はそもそも矛盾しているというお話もありました。分かりやすく説明していただくと助かります。

○土田委員 私もちよつとついていけないんですけども、まず今のお話で、先にちよつと申し上げると、「該当なし」というネガティブチェックはこの会議でやるべきでしたか。応募されたものに対して、これは違うよねという議論は基本的にはないという理解でいいですよ。簡単に申し上げると、この①で過半といったものが、②で4割でオーケーという話が、既にここで、恐らくさっきの「該当なし」がどうなっているのかという話のところと並列していて、1点を原則として、次点がある場合に、それをどうするかという議論はまだできるような気がするんですけども、これがルール化されてしまうと、過半を取ったものは無条件でなつて、その次が、例えばさっきから20と言っているの、1つが11を取つて、残りが9であれば、もう1個も、では自動的にという話なのかといったところがちよつと整理され切れていないかなということ。

要は、よくいうところのこの種のルール化とは、基本原則があつての運用なわけですけれども、今、基本のところは複数オルタナティブがある中でただし書が付いていると、結果、何が言いたいかという、何でもありになってしまうので、そこはどの辺を論点にお考えになりますかと。要は、「積極的には駄目だと言っていないけれども、該当はしないよね」というのが白票だとすると、そこにも「この物件については、ちよつと僕は関係してしまつているから」といったことを表明するかどうかは置いておいて、投票を辞退するという話のところはそこに含まれると運用上念を押しておけばいい部分というのがあると思うのです。言葉尻の話としては、もう1点だけ。この「有効投票数から白票（無効票）を除いた」と言っている話で、「該当なし」というのは有効票で、白票は無効票でしたか。だから、有効投票数の中から白票である無効票投票を抜くという

ことは……。

○岸田会長 私の方から、その有効投票というのは、投票総数から白票だけを引くと。それで、極端な話が、実際にあるかどうかは分かりませんが、投票総数が20あったとしても、全体に応募の数が少なく、特徴あるものもないという場合、場合によっては「今年は残念だけれども」という人も相当出てくる可能性があって、例えば20人のうち10人、今までのシステムでは白票になりますよね。そうすると、有効投票数が10、それで今までの規定からいうと、6票で受賞になる。受賞である以上、幾ら賞自体が奨励策ということがあったとしても、何か最低限の条件があるべきだと考えたものが今回のものです。

○土田委員 なるほど、なるほど。

○伊藤委員 ちょっと今ので質問を。

○岸田会長 どうぞ。

○伊藤委員 確認させていただきたいのですが、①と②の分母は同じなのでしょうか。私は違うと思っていたのですが。①は白票を除いたもの、②は白票を除かない20が分母でよろしいのですか。

○有坂幹事 そうですね。分母が違います。

○伊藤委員 分母が違うのですね。

○岸田会長 ちょっと待ってください。これはいずれも、ここの5つのものは全て、有効投票に関する過半ですね。

○伊藤委員 「有効投票数から白票を除いた」なので、白票は有効投票数に入っているのではないですか。

○土田委員 入っているんですよね。だから、有効投票数に白票が入っているんです。

○伊藤委員 ①だけが、分母が小さくなる可能性があるかと理解したのですが。

○有坂幹事 すみません、白票は全部除きます。

○伊藤委員 全部を除くんですね。

○岸田会長 だから、①はちょっと分母が違うんですよね。

○土田委員 だから、これは、有効投票数からではなくて、投票数から白票を除いたものが有効投票数ということではないかと。

○有坂幹事 そのとおりです。

○土田委員 では、これは誤植ですか。

○有坂幹事　そうです。

○伊藤委員　では、全部分母は同じ。白票を除いたものが分母だと。

○有坂幹事　はい。そうです。すみません。

○伊藤委員　分かりました。違うのかと思っていました。

○岸田会長　だから、①の訂正は、「有効」を削除するのですね。冒頭の「有効」を。

○関根委員　一つよろしいですか。別件なのですが。

○岸田会長　別件。はい。

○関根委員　今回は「文京区景観づくり審議会」という名前になっています。区長からも冒頭、「景観まちづくりの推進に御協力をお願いしたい」といった言葉がありました。ところが、今回の受賞を見ますと、別に受賞物件に異論を申し上げるつもりはありませんけれども、景観づくりというのは1つしかなくて、あとは都市景観部門とこども景観写真部門ということで、景観づくり活動部門が3件しかなかったんです。そのうちの1件が無効だということで、2件しかないというのは、今、区長がおっしゃっているような景観まちづくりということに関しては、甚だ残念な結果ではないかなと思っています。ということは、もっと景観づくり活動部門というものに力を入れてしかるべきではないのかな。

例えば、3名しかいないというのが実際かもしれませんが、文京区でいえば、トヨタとか、凸版印刷とか、講談社とか、そういった大企業もある訳で、そういった企業に関して言うと、かなりコミュニケーションを区民たちと取りなさいよという活動が必ずやあるはずです。それから、私は千駄木に住んでいるのですけれども、近くにある道灌山会館という葬儀社ですけれども、そちらは、今はどうか分からないのですけれども、ある一時期は、週末になると必ずごみ拾いをして、まちをきれいにしているようなことをやっていました。さらには、九中の生徒さんは、上富士のある公園なんですけれども、そちらでもきれいに清掃しているといった活動も見受けられました。ということは、いろいろその景観づくりということを、ただ単にその景色といったものだけではなくて、まちをきれいにしようといったまちづくり、景観づくりということに関して言うと、まだまだ探せばいろいろあると思うのです。だから、そういった企業、別に大企業だけを特別扱いするつもりはありませんけれども、何かそういった企業に対しても広報を通じて、そういった景観づくりということに関して何か参加されていることはないでしょうかということとか、あとは学校に関して、その学校の方々に対して、そういっ

た活動をされていることはないのかということをもっと強くアピールすることによって、この景観づくり活動部門が盛んになるのではないかなと。それが区長が言っていた景観まちづくりの推進ということに繋がるのではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○岸田会長 関根委員からの御指摘は御指摘として、今日これを議論するというのはちょっと時間的な条件もありまして、これは別の機会にさせていただきたいと思います。それで、御発言の趣旨は各委員に多分理解されたように思いますので、また機会を改めさせていただきます。

○関根委員 そういう機会をいただけるということですね。

○岸田会長 ええ。これは宿題として、できますよね、これは。

○有坂幹事 そうしたら、ちょっと一言。区長が言った景観まちづくりというのは、別に景観づくり活動部門のガーデナーや清掃、そういうことが景観づくりと言っているのではなくて、都市景観部門などで今回、保健所通りが受賞しましたけれども、関根委員が言われたように凸版とか講談社などの建物も過去に景観賞を受賞してまして、そういう新たな建物や道路を造ったりということも全て景観づくりということです。そういうものを含めて全てが景観まちづくりという意味で区長は言っているのです、清掃活動とか、そういったものだけが景観づくりをしているといった主旨ではございません。

○関根委員 いいえ、私は別に清掃を一つの例に挙げただけであって、それは別に何であっていいとは思いますが、特にそれに固執するつもりは全くございません。

○有坂幹事 基本的には、この景観賞を受賞しているものについては、全て景観まちづくりに貢献しているものだと考えています。

○関根委員 何かちょっと、その景観部門も、それからこども写真部門も、どうも何かフォトコンテストみたいな気がちょっとして、もっと力を入れるのは、皆が協力して何かやって、まち起こしをするんだ、まちを良くしていくんだ、そういったことが前提にあってこの景観づくりというのがあるのではないかなと私は思ったのですけれども、それは違うのですか。

○伊藤委員 すみません、時間がないところに。景観づくり活動がもっと活発というか、出していただくというのは賛成なので、プロモーションはどんどんしていけばいいかなと思います。

一方で、都市景観部門も完全に景観づくりで、新しい建物だけではなくて、例えば、

今回の場合、「蔵のある屋敷や旧安田邸など」と書かれていますけれども、こういった個人がお持ちの建物とか生け垣とか、そういったものを維持して下さっていることが良い景観に繋がっているのです、そこを建替えてしまおうという持ち主さんも少なからずいらっしゃる中で、維持していただいているということ自体が、私は十分景観づくりだと思います。なかなかそれをこの中で表彰というのは難しいかとは思いますが、このように残っていくことがとても大事なんだということを皆さんに認識していただくというのは、この景観賞の重要な役割かなと思いました。

○岸田会長 ありがとうございます。

何度も申し上げて恐縮ですが時間が、多少は延長ができますか。もうあとほとんどないですね。では、なるべくコンパクトにやりたいと思います。

議論を戻しまして、今日のまとめられた意見の（１）から（４）まで、それから事務局の見解、多少の字句の間違い等がございましたが……。どうぞ。

○浅田委員 すみません、意見として、意見の（１）ですが、「法令等に違反しているもの、又はその疑い」と、この表現が、私は千駄木に住んでおまして、千駄木、根津でいえば、木造家屋、長屋が存在していて、そういう中で既存不適格の建物というものも現存していますよね。もちろん、違法ではないのだけれども、基準に合わなくなったというものがあります。また、路地あるいは道路に植木鉢や植栽、花が非常に見事な景観を呈している場合もあります。こういう場合、厳密にこの言葉だけの解釈で言えば、こういうところは、文京区はこんなまちだよということを表すのには的確であっても、一方でちょっと法的にはどうなのかということになろうかと、そういう解釈も生まれてしまうのではないかという危惧もあります。

したがいまして、どうでしょうかね。ちょっと幾つかの事例みたいなものも提示された方が、今度応募される方に分かりやすいのではないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○岸田会長 ありがとうございます。

これは、募集要項に、この１番のような内容を記すときに、その表現というか、説明の仕方とか、そういうことを十分具体的に分かりやすくした方がいいのではないかと思います。これは、今日の時点ではそういう文案がないので何とも言えないのですが、事務局のほうで御検討していただけますか、御指摘を踏まえて。

○有坂幹事 そうですね。ただ、あまり具体的に書いてしまうと、実際に根津などだと、

ハンギングバスケットみたいにかけているものなどもあって、それが道路上に出ているということが駄目なのですよというのをそこでいってしまうのもちょっと厳しいかなというのがある、あまり具体的な表現にならないように今回、事務局の見解として書かせていただいています。あまり具体的に書いてしまうと、あれは違反ではないかということになってしまうので。

○岸田会長 逆に、あまり分かりやすくしない方がいいのではないかとということでございますね。だから、いずれにしても、そういうことを含めて具体的なものはいずれお示しください。

○有坂幹事 はい。

○岸田会長 そのほか、いかがでしょうか。

○伊藤委員 1点だけ、よろしいでしょうか。

○岸田会長 どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員 先程（3）の有効投票数云々については修正していただけるということで、それから御説明いただいた、②と④が同時に成立した場合は⑤になるという説明も分かったのですが、なので、「上記以外」ではないので、②と④は成り立っている、ちょっとだけ書き方を工夫していただければと。すみません、細かい話をして。

○岸田会長 ありがとうございます。これは、今の御指摘に従って、少し検討を進めていただければいいと思います。

ほかにもいかがでしょうか。

それでは、御意見もないようですし、時間も過ぎておりますので、資料2についての審議は終了ということで、対応が必要なものについては進めていただく、検討していただくということで、終わりにしたいと思います。

そのほか、今日はこれで全てでしたか。

○有坂幹事 以上で全てとなります。

○岸田会長 ありがとうございます。

では、今日の審議会を閉会といたします。本日はお疲れさまでした。

— 了 —